



2018年 9月26日
第28号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣部

横地申第20号

**「横浜支社管内で発生した、『省令違反』適性検査の資格を
持たない社員が運転取扱業務に従事した事象」に関する緊急申し入れ
団体交渉実施！！①**

～今回発生した事象について～

5月1日に発生した南武線・武蔵溝ノ口～武蔵新城間での人身事故での運転整理の際、輸送指令よりATOS端末による手動進路設定の要請がありましたが、有資格者は現地責任者として当該現場に移動中の為、武蔵溝ノ口駅には有資格者がいない状態でした。しかし指令からの強い要請があり、当該社員は対応できないとして一旦は断ったにもかかわらず、「武蔵中原駅に聞きながらできないか？」という指令からの問い合わせを受けて、異常時という状況にあってATOS端末による入力操作を行いました。

今回の事象を受けて、横浜地本として資格を有さないとできない作業を有資格者でない社員が行ってしまった点から、横浜支社と議論を重ね、再発防止に向けて団体交渉を行いました。議論の内容は以下の通りです。

1、省令違反を発生させた当日の時系列を示し、再発をさせないために原因究明を行い、対策を社員に周知徹底すること。

2018年5月1日に南武線で発生した輸送障害時に、武蔵溝ノ口駅において、必要な資格を有しない社員が、結果として運転取扱いを行った事象である。なお、必要な教育は実施している。

2、ATOS 端末による手動進路設定を要請した理由を明らかにすること。

出発信号機が自動に進路構成されなかったため、駅に進路構成を依頼したものである。

＜組合＞今回5月に発生したにも関わらず、交渉がこの時期になってしまったことと、今回の事象が省令違反という重みのあることについての会社の考えを示すこと。

＜会社＞関係者が納得して腹落ちする議論を通じて原因究明を行ってきた。また、省令違反という重い内容に対しては、再発防止に今後努めていく。

＜組合＞会社として今回の事象を踏まえて、再発防止として行っている対策について示すこと。

＜会社＞関係線区含めてすべての指令員に対して、今回の事象について徹底させるとともに、新人教育の中で事象事例の一つとして追加してきた。また、指令長と現場管理者や現場の一般社員との意見交換などを定期的に行ってきたところである。（運輸）

通達にて今回の事象を全社員に周知徹底させるとともに、職場における運転やCS勉強会などでの議論を通じて、「他山の石」とさせない取り組みや、信号監視盤に注意喚起板を設置してきたところである。また業務委託駅においても、管理駅から周知してきたところである。（営業）

②につづく・・・